

令和7年度 第2回子ども・子育て会議 議事録

開催日時	令和7年11月18日(火) 18時30分から20時まで		
開催場所	辰野町役場 大会議室		
出席者数	24人 【委員】 13人 ※敬称略、順不同 ・翠川 俊一 辰野町PTA連合会長 ・岡森 美晴 保育園保護者協議会長 ・久保田 愛 学童クラブ保護者会長 ・赤間 公子 信州豊南短期大学 幼児教育学科教授 ・倉科 正豊 聖ヨゼフ幼稚園 園長 ・尾戸 仁美 つくば開成学園高等学校 教諭 ・宮原 俊一 辰野町校長会長 ・小澤久仁子 主任児童委員代表 ・有井 直美 学童クラブ支援員代表 ・赤羽 美香 辰野町社会福祉協議会事務局次長補佐 ・林 まどか 識者(令和6年度子ども・子育て会議会長) ・有賀美智代 中央保育園 園長 ・大久保智恵 子育て支援センター長/病児・病後児保育施設長 【町】 ・武居町長、山田副町長 【事務局】 ・子育て応援課 高倉課長、赤羽、田中、井出、野澤、桜井 ・保健福祉課 矢島課長、赤羽 ・学校支援課 宮原 【受託者】 ・鷺見 真一 特定非営利活動法人 SCOP ・山本 啓司 〃 【有識者】 ・西崎 萌 一般社団法人 Everybeing 共同代表		
会議の公開	公開(傍聴できる)	傍聴者数	0人
配布資料	① 会議次第 ② 子どもの権利と国の動向 ③ 辰野町こどもの生活実態調査報告書(速報版) ④ 辰野町こども計画(骨子案)令和8年度～令和11年度		
会議概要	1. 開会 2. 町長あいさつ 3. 会長あいさつ 4. 基調講演 内容:『子どもの権利と国の動向』 講師:一般社団法人 Everybeing 共同代表 西崎 萌 様 補足: 【資料②(P3)】 基本的人権というのは、衣食住が満たされていて、安心して毎日過ごせて、誰かから暴力を受けたりしない状況のこと。大人も子どもも、この地球上に生きている人間という存在は全員持っていることになっている。 一方で、大人にも子どもにも基本的人権があるから皆対等だと言っても子どもだけでは育っていくことが難しい。		

したがって、子どもには特別かつ追加的に、大人側が守ったり、何かをしたりする。大人と子どもという立場上の強さと弱さを見直していくことが子どもの権利という考え方になる。

子どもの権利は、人として生きていくために必要な当たり前のことで、18歳未満の全ての子どもが持っているもの。子どもとして義務を果たしたら対価としてもらえるというものではない。

【資料②(P4__上段)】

誰かの言いなり、操り人形とは、先生や親の言った通りにやるというようなこと。一方で、守られているということは、食事や教育が受けられる、暴力から守られる、医療が受けられること。

【資料②(P4__下段)】

批准とは、日本が他の国に対して、子どもの権利を守ると言っているということ。子どもと国の距離は凄く距離が遠いため、子どもの権利には、子どもの身近にいる大人が子どもの権利を守れるよう、国や自治体がサポートするという事も書かれている。

【資料②(P5__上段)】

4つの原則について（言い換え）

- ①生きる・育つ権利
- ②子どもの最善の利益
- ③聞かれる権利

（上記）②は、子どもにとって最も良いことは、子ども自身に聞かなければ分からないため、子どもの思っていることを聴取する。

【資料②(P5__下段)】

参考までに「子どもの権利セーブ・ザ・チルドレン」、「子どもの権利ユニセフ」を検索。（分かりやすい説明がある）

子どもが、自分がこうしたいと言うことで、人生の身近なところが少しずつ変わっていくことが「意見を聞かれる権利」。ただし、子どもの声を聞くということは、子どもの声を全部受け入れてその通りにすることではない。

子どもの権利は、全部で54あるため、一つの権利だけを大事にすると、他の権利がおろそかになるという状況がよく発生する。子どもが自分の身の回りのことを考えていくきっかけを作りながら、全ての子どもの権利を大切にできるよう対応していくことがとても大切。

【資料②(P7__上段)】

条約に批准することは、各国の条約に合ったものにしていかなければならないが、これまでの日本の場合は、個別の法律の中で子どもの権利が少しずつ入るまでに留まっていた。

2022年に、こども基本法が出来てからは、子どもの政策に関わる事全てについて、子どもの権利を大切にしていかなければならない。

2020年前後には、子どもの自死、いじめ、不登校に加え、しつけと言いつけて、体罰で2人の子が立て続けに虐待死した事件が起き、更には、コロナ禍もあって、子どもは大人より多くの活動が制限されてきた。

その後に、子どもが安心して成長できる社会を作らなければならない必要があることから、2022年にこども家庭庁設置法やこども基本法が出来たという背景がある。

【資料②(P8__上段)】

こども基本法の基本理念は、こども基本法第3条で謳われている。

【資料②(P9__上段)】

こども基本法を計画的かつ具体的な行動に落とししていくことが「こども大綱」。国の取り組みが具体的に全部書かれている。

こども計画は、こども大綱の自治体版のようなもの。辰野町が、いかに子ども政策に取り組んでいくのか落とし込まれるものが、正にこの「辰野町こども計画」。

こども計画の基になるこども基本法と類似するものが、各自治体で「子どもの権利条例」や「子ども条例」等として設置され、こども基本法が出来たこともあり、2023～2024年には、条例として制度化する自治体が増え、「法律があって大綱がある」、「条例があって計画がある」というセットで、子どものことに取り組んでいく自治体が増えてきている。

【資料②(P9__下段)】

資料は国の調査の結果。

2023年の国調査において、2024年に公表された数字では、子どもの権利について「知っている」と答えた大人は大体5割ぐらい。一方で、辰野町では、子どもの権利について「知っている」、「聞いたことはある」という方が9割近くで認知度が高い。

子どもの権利を「知っている」という方が多いことから、更にそれが何なのか、生活の中で実際にどこが子どもの権利と繋がっているのかということを考えていく環境になったらと願う。

【資料②(P11__下段)】

子どもの権利があるから子どもだけが大切にされればいいというわけではない。冒頭でも触れたが、私たちにも人権がある。子どもだけが大切にされ、大人が我慢することではなく、大人も子どもも相互に尊重し合える、お互いの権利を大切に合えることが、人権の相互尊重という考え方。

大人、子どもだけが利益を得たり、我慢することではなく、どんな人であっても、お互いがそれぞれ大切にされるまちを作ってほしいと思う。

質問・意見等なし

5. 協議事項

- (1) こどもの生活実態調査（速報）の報告
（事務局 資料③説明）

補足：

【資料③P3__(4)回収率・回答率】

小中学校の児童・生徒は、各学校で実施していただいたことから回答率も高い。

【資料③P4__(5)②世帯所得での比較】

等価可処分所得

→税金や社会保険料等を差し引いたものであるため、実際に自由に手に取って使えるお金。

【資料③P30__①等価可処分所得類型によって生じる差】

[P10②医療機関の受診を控えた経験の有無]

貧困線未満の家庭の割合では、20%の方が受診を控えた経験があったと回答。

〔資料③P21__①頼れる人の有無〕

貧困線未満の家庭にあつては、いずれも頼れる人がいると回答した割合が低い状況。特に子育てに関する相談や、重要な事柄の相談では15ポイント以上低くなっている。

〔資料③P24__①子どもの食事頻度（1週間）※保護者調査より〕

1)「朝食を毎日取っているか」では、貧困線未満の家庭と中央値以上の家庭では10ポイント以上の開きがある。

〔資料③P13__⑤子どもの進学について〕

「現実」でまだ分からないと回答した割合では、貧困線未満の方が特に多く、60%という状況。

〔資料③P20__④この1ヶ月のあなたの気持ち〕

「気分が沈み込んで何が起ころうとも気が晴れないように感じた」、「自分は価値のない人間だと感じた」といったネガティブな項目では、「そう思う」と回答した割合が、貧困線未満の家庭においては他の層よりも高く、後ろ向きな心理状態である。

【資料③P30__②「子どもの権利」について知る機会の充実】

〔資料③P15__②「子どもの権利」という言葉を知っているか〕

「聞いたことはあるが内容は知らない」という回答が最も多く、保護者・子どもともに約5割という状況。

〔資料③P17__⑥意見表明の方法〕

子どもの意見表明の方法を聞いている項目で、特に多かった回答は「アンケート調査などの質問に答える」が45.6%。

また、発言する機会がないといった回答も見受けられたため、年代に応じた意見表明の方法を考えながら、子どもの意見表明の機会を設けていくことが必要ではないかと考える。

【資料③P30・31__③子ども・若者の居場所の充実】

〔資料③P25__①居心地のよい場所（関係）の有無〕

特に割合が高かった「高校生2年生相当の世代（16歳から17歳の世代）」では、95.8%だった。

一方で、小5では、85.9%で最も低くなっている。また14%ぐらいの児童が居心地のよい場所がない、分からないといった回答。

〔資料③P25__(4)自分について（子どもの気持ち）〕

「自分の親から愛されていると思う」、「幸せだと感じる」という項目では、当てはまると回答した子どもが9割いたが、2割の子どもは、「自分は役に立たないと強く感じる」、「自分は他の人から孤立を感じる」という回答が見受けられ、安心して過ごせる子どもや若者の居場所の整備が望まれているのではないかと想像する。

【資料③P31__④今後の充実が望まれている子育て支援サービス】

〔資料③P22__②今後、充実を希望する子育て支援サービス〕

子どもの就学に係る費用の軽減が、いちばんの支援サービスとして求められているところ。続いて、無料学習塾の充実、児童館・放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実、職場環境の整備について企業への働きかけ等が高くなっている。

所得類型別では、同様に子どもの就学に係る費用の軽減が、比較的割合が多い。

一方の貧困線では、一時的に必要な資金の貸与、公営住宅の整備など住宅確保のための支援が、求められている支援サービスと想像する。

【質疑応答】

<会長>

前回の会議では、小4の娘が小5になった時にアンケートに答えられるのかというようなことを意見として出した。

本日は、校長先生もいらっしゃるので、子どもたちのアンケートの回答の様子やアンケート方法などを伺いたい。

<宮原校長>

子どもたちには、学級の時間でタブレットにておこなった。「みんなの声を聞く、聞かせてもらう大切な調査だから答えてください」と担任から担任の言葉で説明し、回答してもらった。子どもから困ったような反応は特になかったということだった。

担任から見て多少答えにくいだろうな、答えられるかなと心配しながらアンケートを行ったそうだが、予想外に特に困ったということではなかったということだった。

一方で、それを良かったと受け止めて良いのか、これが子どもの声を聞く機会だということ子どもがどれぐらい実感していたかということまでは分からない。アンケートに答えることで、それをどう大人が受け止めてくれるのか、「答えろ」と言われたから子どもたちは答えるけれども、それによって社会としてどう動いていくとか、それをどう受け止めてくれるのだろうかということに関しては、まだまだ実感としては薄いと思う。それが結果として、スムーズに回答したということになるのかは疑問。

先ほども相談できる相手がいるかというような質問では、家の人には聞いてもらえるけども学校のポイントは下がっていたということから考えると、学校としても子どもたちの声を聞くとは言いながらも、それが子どもにとっては聞かれていると感じていないことが多々あると思っている。(冒頭の西崎先生の話から)学校でこう決まっているからとか、5年生だったらこういうことやるということが、きっと子どもたちの感覚にあるのかなと思うと、学校としてどうあったら良いかということは、アンケートがスムーズに行えたことをよしとすることではなく、大切に受け止めなくてはいけない。

(2) 辰野町こども計画（仮称）について
（事務局 資料④説明）

補足：

【資料④P18_2. 施策体系】

この施策体系以降に、具体化された町の取り組みや事業レベルのものが落とし込まれる。

後半部分が、町の具体的な取り組みとなる事業が入るため、次回、重点的に確認していただく。

【資料④P4_(2)辰野町における他計画との関係】

図の下から2番目に、辰野町の関連計画として「辰野町母子保健計画」が記載されている。この計画は、こども計画の本文中に章立てし、項目として特出しすることを以て、こども計画自体が母子保健計画の機能も持つことと考えている。こども計画自体が町の母子保健計画にも代わるものという位置づけで、今後修正したい。

【資料④P6_5. 計画策定の進め方】

町の子ども・子育て会議にて進捗管理する場となる。

【資料④P16_4. 子ども・若者・子育て家庭を取り巻く現状のまとめ】

①に関してはP8～12、②に関してはP12～14、③に関してはP15において、それぞれ特徴的なものとして記載。

【資料④P17_1. 基本理念と基本目標】

このページには、町のこども政策の基本理念が設定されているが、現時点では、たたき台として設定しているものなので、またご意見を伺いながら修正等をしていく。同様に下段の基本目標もたたき台ではあるので、それぞれご意見をいただきたい。

(3)

その他

(事務局資料④P7_(3)子ども・若者・町民の意見の反映説明)

補足：

西崎先生から、子どもの意見を聞く機会、意見表明、対話を重ねていくという話があったが、町では議会事務局が担当部署となり、例年11月に中学生議会をおこなっている。これも一つの意見表明の機会ではあるものの、広く意見を聞く機会を設けていくための今後の取り組みとしては、中学生議会によらず、子どもの生の意見を伺う機会を設けていきたい。内容等については、まだ設計中ではあるが、子どもの意見表明の場として、年内に辰野東小学校及び辰野中学校で協力いただける状況。基本的には子どもの自主的な参加が理想だが、児童会や生徒会の役員に協力をいただくことも想定している。本日は、資料はなく口頭の説明で大変恐縮ではあるが、このような形で進めていくということを(委員の)皆さまにも共有させていただき、来年度は全町的に取り組みを広げていければと考えている。

【質疑応答】

<委員>

東小学校と辰野中学校に意見を聞くというのは何を聞くのか。

<事務局>

現状では、子どもの権利の認知というのが少し低いというところもあることから、子どもたちの考えていることや今回のアンケート調査などを基に内容を詰めたいと考えている。現段階では、はっきりと内容までは申し上げられない状況。

<委員>

子育て応援フェスで制服のリユースを行った辰野高校の生徒たちがその企画を考える前段として、興味があった空き家の活用と子どもの貧困について、社協で話をする機会を設けた。そのテーマを扱うにあたり、クラスの中にも貧困の状態にある生徒がいるのではということをお互いにはかなり危惧し、事前に担当の先生方とその部分について打ち合わせをした経過がある。

結果的に、子どもの貧困は本当に一般的な話をすることに留め、そこを深掘りするというのをしなかったが、生徒たちの話を聞いている様子を見て、自分のことかなと高校生ながらに感じているという生徒もいた。

子どもたちの意見を聞くというのは凄く大切な機会であるし、素晴らしい

ものだと思うが、今回の調査の中で困窮している世帯が一定数あるという中で、意見聴取の際に少しセンシティブなものもあると思うので、担当課や学校の先生とその部分をしっかりすり合わせながら、その後の生徒たちのフォローも含め考えていただくことが好ましいと思う。高校生ぐらいであれば、何となく自身が察する部分もあるが、学年が低くなってくると言葉に出てしまったり、その後の学校生活に色々な影響が出てしまうことが危惧されるため、私の経験から参考にしていただきたいと思います。

<事務局>

やはりデリケートな部分というのは必ずついて回るものだと思うので、十分その点については配慮させていただく。ただ一方的に町が実施したいからおこなうということではなく、町の今後の政策に繋げていけるような形でおこないたいと考えている。

<有識者>

まさにそれが子どもたちの安心・安全に意見を言える場を作るということで、国では「セーフガーディング」という言葉を使っている。それを実際に辰野町でおこなうときにどこまで出来るかということは、これから町の皆さんと調整していかなければならないと思う。

先ほど、一般原則の4つ目に差別の禁止があると言ったが、例えば夏休み明けのイベントをアイスブレイクにファシリテーターが子どもたちに「夏休みに何をしたか」のような質問をすることがある。例えばその中で、東京ディズニーランドやキャンプに遊びに行った子どもがいたり、自分はそういう経験をしていないと思う子もいる。だから経験を聞くことは実は格差であり、その子はショックを受けたりしてしまう。

それは結局所得による貧困であり、差別に繋がるような発言がそのグループで出やすくなってしまふ。だからどういう問いを立てるか、どう問うことで皆がその子の貧困の経験を聞かないで済むか、といったことも踏まえながら、意見を聞く場を丁寧に作っていけたら良いと思う。

6. その他

(事務局 説明)

前回の会議でお知らせした「こども誰でも通園制度」について、本年の8月から試行的にスタートしている。

来年度4月から本格実施となるので、あらためてご連絡する。本制度に関してご意見ご質問等あれば、子育て応援課までお寄せいただければと思う。

7. 閉会